

島根県大規模小売店舗立地法手続要領

	平成12年	6月	1日	商発第64号
改正	平成13年	5月	7日	商発第19号
改正	平成13年	10月	5日	商発第111号
改正	平成14年	1月	7日	商発第141号
改正	平成21年	3月	30日	中小第947号
改正	平成23年	3月	29日	中小第988号

1 趣旨

大規模小売店舗立地法（平成10年6月3日法律第91号。以下「法」という。）に基づく届出等の手続きは、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年10月16日政令第327号。以下「政令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年6月10日通商産業省令第62号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

なお、この要領で定める事項のうち法の定めのないものについては、法の円滑な運用のため届出者に協力を求める事項である。

2 届出等の提出先

届出等の提出先は、島根県商工労働部中小企業課とする。

3 届出書

(1) 法に定める届出書の提出部数は、以下のとおりとする。

法第5条第1項	10部
法第6条第1項	10部
法第6条第2項	10部
法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）	10部
法第6条第5項	8部
法第8条第7項	10部
法第9条第4項	10部
法第11条第3項	10部

(2) 規則に定める様式に従い届出書類の用紙の大きさは日本工業規格A4とし、届出事項となる図面等でそれを超えるものを作成するときはA4規格に折り込むこととする。

4 届出書に添付する書類

(1) この要領において添付書類とは、法第5条第2項に定める書類のほか、届出者が任意で作成し届出書に添付する書類をいうものとする。

(2) 添付書類は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示第16号。以下「指針」という。）を踏まえて作成することとする。

(3) 添付書類の提出部数は、各届出について3(1)を準用する。ただし、別に定めのあるものは、この限りでない。

なお、証明書類がある場合は、複写により対応することができる。

また、登記事項証明書及び住民票の写しを添付する場合は、正本を2部とし、残部を複写により対応することができる。

- (4) 添付書類の用紙の大きさは日本工業規格A4とし、それを超えるものはA4規格に折り込むこととする。

5 法第6条第1項に規定する届出

- (1) 法第5条第1項第1号に掲げる事項のうち、大規模小売店舗を設置する者の変更を届け出る者は、規則第4条第1項第1号の書類を添付することとする。
- (2) 法第5条第1項第2号に掲げる事項にかかる変更のうち、新たな小売業者を届け出る者は、規則第4条第1項第2号の書類を添付することとする。

6 一時的な変更

- (1) 届出者は、法第5条第1項、第6条第2項、第8条第7項、第9条第4項又は法附則第5条第1項の規定により直近に届け出た法第5条第1項第5号及び第6号に掲げる事項について、規則第7条第1項の一時的な変更をしようとする場合は、あらかじめ、県に様式第1号を7部提出し、申し出ることとする。ただし、災害や事故など届出者の責めに帰さない理由による場合は除く。
- (2) (1)の場合において、届出者が申し出ないときは、県は必要に応じて法第14条の規定により報告徴収をすることとする。
- (3) 県は、(1)による申出又は(2)による報告を審査し、当該変更がアからウまでのすべてに該当すると認めるときは、規則第7条に規定する一時的な変更にあたりと判断し、その旨を届出者に通知するものとする。
- ア 届出者側の都合によるものでない場合
- イ 周辺の生活環境に与える影響がほとんどなく適切な対応がなされていると判断される場合
- ウ 変更する日又は変更した日から1年以内に直近に届け出た状態になると判断される場合
- (4) (3)の通知は、直近に行われた届出について法第8条第4項の規定により県の意見がない旨の通知をしたとき又は同項の規定により県の意見を述べた場合において法第9条第1項の規定による勧告をせず法第8条第9項の期間を経過したとき若しくは法第9条第1項の規定による勧告をし法第9条第4項の届出を受理したとき以降に行うものとする。
- (5) 県は、(3)の規定により一時的な変更と判断した期間に、当該申出又は報告に係る大規模小売店舗について、次に掲げる事項に該当する場合は、通知を取り消すこととする。
- ア 設置者が、当該大規模小売店舗の周辺の生活環境に適切な配慮を欠いている場合
- イ 当該手続きに必要な範囲で行われた県の指導を実施せず、そのために当該大規模小売店舗の周辺の生活環境に悪影響が発生している場合

7 法第6条第4項ただし書の適用

- (1) 法第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出をしようとする者で、法第6条第4項のただし書の適用を受けようとする者は、当該届出に様式第2号を8部添付することとする。
- (2) 届出者は、県から法第6条第4項ただし書の適用を認める通知を受けるまでは、変更を行ってはならない。

8 法第6条第5項に規定する届出

法第6条第5項の届出をする者は、規則第4条第1項第3号を準用した図面を添付することとする。

9 法第7条に規定する説明会

- (1) 県は、規則第11条第1項ただし書の規定により説明会の開催回数を指定するときは、届出の日から1週間以内に届出者に対して通知するものとする。
- (2) 届出者は、規則第11条第2項の適用を希望する場合は、届出の際に様式第3号を8部添付するも

のとする。

- (3) 規則第11条第2項の適用が認められた届出者は、届出等の要旨を届出の日から2月以内に、当該届出に係る県の公告の日から4月を経過する日まで、当該店舗の立地する敷地の見やすいところに掲示するものとする。
- (4) 規則第12条第3号に規定する県が適切と認める方法は、次のとおりとする。
 - ① 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙へチラシの折り込みをすること
 - ② 公民館等公共的な施設への掲示と併せて、チラシ等を配布すること
- (5) 規則第13条第1項各号の事態が生じたときは、届出者は速やかに様式第4号を1部提出するものとする。
- (6) 法第7条第4項に基づき届出等の内容を周知する場合において、規則第13条第2項第3号に規定する県が適切と認める方法は、次のとおりとする。
 - ① 公民館等公共的な施設に掲示すること
 - ② 法第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出にあつては、当該届出に係る大規模小売店舗の立地する敷地の見やすいところに掲示すること
- (7) 届出者は、以下の場合に当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村に対し、その旨連絡するものとする。
 - ① 説明会の日時、場所、対象者等を決定したとき。
 - ② 規則第11条第2項の適用が認められた場合に、掲示方法及び掲示開始時期を決定したとき。
 - ③ 説明会を終了したとき。
 - ④ 法第7条第4項に基づき届出等の内容を周知する場合において、周知方法を決定したとき。

10 法第8条第2項に規定する意見

- (1) 法第8条第2項に規定する意見を述べようとする者は、書面による意見書を提出するものとする。
- (2) 意見書に記載すべき事項は、以下のとおりとする。
 - ① 意見を述べる者の氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - ② ①の記載事項について、公表の意思の有無
 - ③ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ④ 意見の内容
 - ⑤ 意見を述べる理由
- (3) (2)①のうち氏名については自署することとする。

11 法第8条第7項に規定する通知

- (1) 届出者は、法第5条第1項各号に規定する届出事項を変更しない場合で、法第8条第4項で述べられた意見を踏まえて添付書類を変更しようとするときは、法第8条第7項の通知に併せて提出することができる。
- (2) 届出者は、法第8条第7項の通知をする場合は、様式第5号により行うこととする。提出部数は、8部とし、添付書類を変更する場合は、それぞれ10部とする。
- (3) 届出者が法第8条第7項の通知に併せて添付書類を変更し提出した場合は、法第8条第8項において準用する法第5条第3項の規定に準じる。

12 法第9条第4項に規定する届出

- (1) 法第9条第1項に基づく勧告を受けた者が、法第5条第1項各号に規定する届出事項を変更しないために法第9条第4項の規定に該当しない場合は、様式第6号により添付書類を変更する旨の通知をすることができる。提出部数は、10部とする。

- (2) (1)の規定により添付書類を変更し通知した場合は、法第9条第5項において準用する法第5条第3項の規定に準じる。
- (3) (1)及び(2)の規定は、設置者が、法第9条第4項に規定する届出を行うことを妨げない。

1.3 法第11条第3項に規定する届出

- (1) 法第11条第3項の届出をする者は、譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類を添付することとする。
- (2) 法第11条第3項の規定により届出のあった場合は、法第5条第3項の規定に準じる。

1.4 法第14条の規定に基づく報告

- (1) 県は、次に掲げる事項のいずれかに該当すると判断したときは、県の意見を付して、現在講じている対策及び今後講じようとする対策について政令第4条第1項の規定による報告を求めることとする。

なお、以下に該当する場合であっても、事態の発生を設置者の責とすることが不適切な場合はこの限りではない。

- ① 新設又は変更を行ったことにより生活環境に大きな影響が出ているとき。
 - ② 法第5条第1項、法第6条第1項及び第2項、法第8条第7項、法第9条第4項並びに法附則第5条第1項の届出等で行った予測等と現状が大きく乖離しているとき。
- (2) 設置者は、(1)の規定による報告を求められた場合は、様式第7号により行う。
- なお、今後新たな対策を講じようとしない場合は、必要としない理由を報告するものとする。
- (3) 県は、(1)の規定の要件を満たさない場合においても、法第14条に規定する報告を求めることができる。

1.5 届出の取下げ

届出者は、法第5条第1項又は法第6条第2項若しくは法附則第5条第1項に規定する届出を取り下げるときは、様式第8号を8部提出することとする。

1.6 県に対する説明

法第5条第1項の届出をした者は必ず、第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出をした者は必要に応じて、島根県大規模小売店舗立地審査会議（島根県大規模小売店舗立地審査会議設置規程（平成12年3月23日付け訓商発第322号））に、届け出た事項について説明することとする。

1.7 出店計画に係る主な他法令等との調整状況

県と協議するとき並びに法第5条第1項、第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出をするときは、様式第9号を提出することとする。

1.8 異議がある場合の取扱い

届出者は、この要領に定める事項について異議がある場合は、県と協議することとする。

1.9 施行日等

- (1) この要領は、法の施行日から適用する。
- (2) この要領は、平成13年5月7日から改正する。
- (3) この要領は、平成13年10月5日から改正する。
- (4) この要領は、平成14年1月7日から改正する。

- (5) この要領は、平成21年 3月30日から改正する。
- (6) この要領は、平成23年 3月29日から改正する。

様式第1号（6（1）関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

島根県大規模小売店舗立地法手続要領6の適用の申出書

年 月 日

島根県知事 様

氏名又は名称及び
法人にあつてはその代表者の氏名
住所

下記の変更について、島根県大規模小売店舗立地法手続要領6(1)の規定により申し出ます。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 直近に届け出た届出の種類及び届出日
3. 一時的に変更する理由
4. 一時的に変更する期間
5. 一時的に変更となる事項
6. 周辺的生活環境に与える影響についての予測

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第2号（7（1）関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書の適用の申出書

年 月 日

島根県知事 様

氏名又は名称及び
法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項〔附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）〕の規定により 年 月 日付けをもって届け出た下記1の大規模小売店舗に係る届出について、下記2の理由により同法第6条第4項ただし書（同法施行規則第8条）の適用を受けることを希望します。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

※ [] 内は、届出等に応じて追加又は置き換えることとする。

様式第3号（9（2）関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の適用の申出書

年 月 日

島根県知事 様

氏名又は名称及び
法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項〔附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）〕の規定により 年 月 日付けをもって届け出た下記1の大規模小売店舗に係る届出について、下記2の理由により同法施行規則第11条第2項の適用を受けることを希望します。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

※ [] 内は、届出等に応じて追加又は置き換えることとする。

様式第4号（9（5）関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗立地法第7条第4項の適用の申出書

年 月 日

島根県知事 様

氏名又は名称及び
法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項〔第6条第2項・附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）〕の規定により 年 月 日付けをもって届出し、同法第7条第2項の規定による公告をした下記1の説明会については、下記2の事由が生じたため説明会を開催することができなくなりましたので、同法第7条第4項の適用を受けることを希望します。

記

1. 公告をした説明会

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 開催予定日時及び場所

2. 事由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

※ [] 内は、届出等に応じて追加又は置き換えることとする。

様式第5号（11関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗立地法第8条第7項に基づく通知

年 月 日

島根県知事 様

氏名又は名称及び
法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項〔第6条第2項・附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）〕の規定により 年 月 日付けをもって届出し、同法第8条第4項の規定により 年 月 日付け 第 号で意見が述べられた下記1の大規模小売店舗に係る届出については、下記2の理由により届出事項の変更をしないので、同法第8条第7項の規定により通知します。

〔添付書類の変更がある場合： なお、添付書類を別添のとおり変更します。〕

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 理由

〔添付書類の変更がある場合： 3. 添付書類を変更する理由〕

- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

※ [] 内は、届出等に応じて追加又は置き換えることとする。

様式第6号（12関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗立地法第9条第1項に基づく勧告に対する通知

年 月 日

島根県知事 様

氏名又は名称及び
法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項〔第6条第2項・附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）〕の規定により 年 月 日付けをもって届出し、同法第9条第1項の規定により 年 月 日付け 第 号で勧告のあった下記1の大規模小売店舗に係る届出について、添付書類を別添のとおり変更します。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 変更する添付書類の内容
3. 添付書類を変更する理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

※ [] 内は、届出等に応じて追加又は置き換えることとする。

様式第7号（14関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗立地法第14条第1項に基づく報告

年 月 日

島根県知事 様

氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名
住所

年 月 日付け 第 号で大規模小売店舗立地法手続要領第14の規定に
基づき通知のあった下記大規模小売店舗について、報告します。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 通知のあった事項について現在講じている対策
3. 今後講じようとする対策（大規模小売店舗立地法第6条第2項に係る変更が伴う場合は、その旨記載することで足りる。）

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第8号（15関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出取下げ書

年 月 日

島根県知事 様

氏名又は名称及び
法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項〔第6条第2項・附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）〕の規定に基づき、年 月 日付けをもって届け出た下記1の大規模小売店舗に係る届出について、下記3の理由により取り下げます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 取下げしようとする事項
- 3 取下げをする理由

（備考）1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

※ [] 内は、届出等に応じて追加又は置き換えることとする。

出店計画に係る主な他法令等との調整状況

事 項	当該計画との関係の有無	許認可・届出等調整状況					調整先
		検討中	事前協議中	提出申請済	審査中	許可承認	
1. 国土利用計画法関係 (土地取引に係る届出)							市町村
2. ふるさと島根の景観づくり条例関係 (届出)							市町村
3. 農地法関係 (農地等の権利移動、農地転用の許可)							市町村農業委員会又は県農林振興センター
4. 農業振興地域の整備に関する法律関係 (農地地区の開発許可)							市町村
5. 道路法関係 (道路に関する工事の承認及び占用許可)							市町村、県県土整備事務所又は国道事務所維持出張所
6. 都市計画法関係 (都市計画区域内での開発許可)							市町村
7. 建築基準法関係 (建築確認等)							松江市、出雲市、浜田市、安来市、益田市、大田市又は県県土整備事務所
8. 文化財保護法関係 (埋蔵文化財包蔵地開発の届出及び協議)							市町村教育委員会
9. 道路交通法関連関係 (交通処理に係る事前相談等)							警察署
10. その他関係法令等							
島根県土地利用対策要綱関係 (開発協議)							市町村

※ 該当するものに○印を付すること。